

# 告 発 状

平成30年3月19日

告発人 志岐 武彦

告発人 住所 〒 [REDACTED]

志岐 武彦

生年月日 昭和17年5月19日

電話番号 [REDACTED]

被告発人 住所 〒 [REDACTED]

森裕子

参議院議員

生年月日 昭和31年4月20日

## 第1 告発の趣旨

被告発人の下記の告発事実に記載の所為は、政治資金規正法違反、及び詐欺罪に該当すると思料しますので、捜査の上厳重に処罰されたく告発いたします。

## 第2 告発事実

被告発人は、平成13年から2期12年参議院議員を務め、平成25年の参議院選挙で落選し、平成28年7月10日参議院選挙で再び参議院議員に選出されたものであり、かつては「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」などの、現在は「自由党新潟県参議院選挙区第1総支部」の代表であるが、「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の収支報告書作成者であった廣田正夫ならびに会計責任者らと共謀の上、平成27年から平成28年にかけて、被告発人が代表を務める「YMF経済研究会」(資金管理団体)を介して被告発人への寄付を募るに際し、被告発人が主宰する「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」に、同会に寄付しても租税特別措置法で定める税還付の特例を受けられなくなった事実を報告せず、**【寄付金控除を希望される皆様へ】森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます**との虚偽の記載をすることで、被告発人へ寄付すれば同会口座に入金したままで平成28年の確定申告時期に税還付が受けられると思わせて寄付金を集め、

- 1 平成28年1月1日から2月5日までの間に、平成27年に同会へ寄付として同会口座に寄付金を入金し、かつ、寄付金控除を希望した167名の寄付者が、同支部口座に入金した事実がないのに、同支部に寄付したと平成27年の同支部収支報告書に記載し、もって、虚偽の記入をし、
- 2 平成28年2月5日ころ、上記167名の同会への寄付者が、同支部口座に入金した事実がないのに、同支部に寄付したとする虚偽の「寄附金(税額)控除のための書類」を作成し、新潟県選挙管理委員会に提出し押捺するよう申請し、情を知らない同委員会の職員に押捺させ、平成27年分の確定申告時期である平成28年2月15日ころから同年3月15日ころまでの間に、同書類を情を知らない上記寄付者らに交付し、同書類を竜ヶ崎税務署等に提出させることにより、還付を請求させ、これにより同税務署の職員において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、還付金を受け取る資格のない同寄付者に総額で150万円の還付金を受領させ、もって、財物を交付させたものである。

### 第3 告発に至る経緯

#### 1 平成27年にYMF経済研究会が税還付が受けられない団体になったこと

告発人は、平成23年に、被告発人の秘書らから全国から寄付を集める団体を設立することの協力を頼まれ、知人等に寄付と設立パーティー参加を勧めた。被告発人は、平成23年7月に、「YMF経済研究会」(以下YMFという)という団体を設立したが、告発人も霞が関の憲政会館で行われた設立パーティーに出席した。その後、全国からのYMFへの寄付は年々増え、平成26年のYMF収支報告書の個人寄付欄(添付1)を見ると、392名、420件の個人寄付があり、寄付総額は1332万円であった。

被告発人らは、これらのYMFへの寄付者に対し、租税特別措置法の特例による税還付に必要な書類を作成、交付し、税還付金を受け取らせていたが、平成27年になって、落選中の被告発人が国政選挙の候補者にもならなかったため、YMFは租税特別措置法の定めによる税還付の特例を受けられない団体となった。

なお、被告発人が平成28年に国政選挙の候補者になった場合、YMFへの寄付者は遡って平成27年の寄付分の税還付金を受け取ることが可能になるが、その場合も、還付請求できるのは28年の国政選挙が終わった後であり、平成28年2月15日から3月15日の確定申告時期に還付の請求ができないことには変わりはない。

平成27年末時点で、租税特別措置法の特例により税還付を受けられる団体

は、「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」(以下支部という)のみとなった。

## 2 オフィシャルサイトで「森ゆうこへの寄付(YMF への寄付)は支部への寄付として扱われる」と寄付者を騙し、YMFで多額の寄付金を集めたこと

告発人は、平成28年7月4日に、被告発人が主宰する「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」をアウトプットして(添付2)、被告発人らが、平成27年から28年にかけて、同サイトの中で【寄付金控除を希望される皆様へ】森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます」と記載し、寄付を募っていたことを知った。

ここでいう森ゆうこへの寄付とはYMFへの寄付のことである。YMFは、被告発人個人の後援会団体であり、政党支部とは別個の政治団体である。政治資金規正法上の「政治団体の区分」でいうと、YMFは「その他の政治団体」、政党支部は「政党の支部」である。租税特別措置法上も、「政党の支部」では、寄付者は寄付金控除の特例を必ず受けられ、YMFでは、1に記載したように、その特例を受けられなくなることがある。従って、法律上も、「森ゆうこへの寄付は支部への寄付として扱われること」はない。同サイトのこの記述は全くの虚偽である。

被告発人らは、YMFが税還付を受けられない団体になった平成27年も、政党支部で寄付を募るのではなく、これまでどおりYMFで寄付を募った。政党支部の名前で多額の寄付を集めた実績はなく、寄付をお願いするサイトも持っていないから、政党支部では、寄付金をほとんど集められないと判断したのであろう。

YMFで寄付を集めるなら、サイトで寄付者に税還付を受けられなくなったことを知らさなければならないが、被告発人らはこのことを知らせなかった。知らせれば、YMFへの寄付が大幅に減るからである。

そして、被告発人らは、森ゆうこへ寄付すれば、YMF口座に入金したままで、寄付金控除が受けられると寄付者に思わせるため、「森ゆうこへの寄付は支部の寄付として扱われる」(森ゆうこへ寄付と支部への寄付は同じ)と虚偽の発信をした。

被告発人は、このように悪質かつ不正な方法によって、自己への多額な寄付を集めた。

なお、告発人が、平成28年12月26日に同サイトを確認したところ、赤下線を引いた部分および赤字で囲った部分が削除されていたことを確認した(添付3)。平成28年7月の参院選挙で被告発人が参院議員になり、YMFが税還付の特例を受けられる団体に戻ったため、虚偽の同記載の発信が不要になり、削除したものと解される。

## 3 YMF口座に入金し、かつ寄付金控除を希望した寄付者の寄付先を、「支部」に

#### したとする支部収支報告書を作成したこと

被告発人らは、YMFにて寄付金を集めるに際し、YMF口座に入金したままでも、寄付金控除が受けられると思わせるため、オフィシャルサイト(添付2)で【寄付金控除を希望する皆様へ】森ゆうこへの寄付は支部の寄付として扱われます」と虚偽の記載をし、〈YMFへお送り頂いた寄付金は、その手続きを代行します〉と意味がはっきりしない文言を記載し、さらに、以下の設問の回答を求めた。

寄付金控除※	<input type="radio"/> 希望しない(YMF 経済研究会への寄付)
	<input checked="" type="radio"/> 希望する(新潟県参議院選挙区第1総支部への寄付)

被告発人らは、上記の設問で○ にチェックを入れた寄付者について、支部に寄付先を変更する了承が取れたと都合よく解釈して、「支部」に寄付したとする支部収支報告書を作成した。

○ にチェックを入れた寄付者は、あくまでも寄付金控除を希望する意思を表明しただけで、支部寄付に付け替えることを了承したものでない。了承をとるなら、本人署名付きの書面で行わなければならない。

#### 4 YMF口座に入金し、かつ、寄付金控除を希望した寄付者の寄付先を、「支部」と付け替えた寄付者の数が167人であったこと

被告発人は、被告発人らが、YMFへ寄付した者のうち、何名が支部への寄付に付け替えたかを調べるため、平成27年支部収支報告書の個人寄付欄(添付4)と平成24、25、26年YMF収支報告書のそれを照合した(添付5、添付6、添付1)。その結果を表1にまとめた。

表1 平成27年支部収支報告書個人寄付欄記載の寄付者の過去の寄付先

	平成26年以前の寄付先履歴	寄付者数 ( )内は寄付件数
無印	平成26年年も「支部」に寄付	15 (102)
✓	平成26年は「YMF経済研究会」に寄付	158 (213)
○	平成24年あるいは25年「YMF経済研究会」に寄付、平成26年は寄付を行っていない	9 (12)
○	平成26年以前の寄付なし	24 (26)
合計		206 (353)

表1から、平成27年支部収支報告書の寄付欄に記載された206名のうち、167名(✓の158名と○の9名)が過去にYMFに寄付していて、支部に寄付した実績がない人たちである。

この167名は、平成27年も過去と同じくYMFに寄付したが、被告発人らが、寄付金控除を希望したことを理由に、支部に寄付したとする収支報告書を作成したと考えられる。この167名につき、新潟県選挙管理委員会が「寄附金(税額)控除のための書類」を発行したかを情報公開請求にて確認したが、167名全員の同書類の存在を確認できた(添付7)。

平成26年にYMFへ寄付した寄付者数は392名、寄付件数420件だったが(添付1)、平成27年のそれは、それぞれ、10名、26件と激減している(添付8)。これは、YMFに寄付した者の大部分が寄付金控除を希望したことを意味してい

ると考えられる。

なお、平成26年以前YMFにも支部にも寄付していなかった24名(○印)も、YMFのサイトを見て、YMF口座に入金していて、被告発人らが支部への寄付に付け替えた可能性が高い。

**5 YMF口座に入金した167名の寄付者を、支部へ寄付と支部収支報告書に記載した行為は、虚偽記載であること**

寄付者は、森ゆうこへ寄付する意思をもって、寄付金をYMFに入金したのであるから、支部という別の団体に寄付先を替える手続きは、寄付者本人が行わなければならない。

すなわち、被告発人らは、YMFに寄付しても税還付ができなくなったことを伝え、YMF口座に入金した寄付金を寄付者の元に戻し、寄付者が支部の口座に入金して、はじめて支部への寄付が認められるのである。

被告発人らが寄付者本人の署名付きの寄付先変更願いの書面をもらったとしても(被告発人らはそのような方法をとっていない)、個々の寄付金をYMF口座から支部口座に移動した証拠がないと、寄付者が「支部」に寄付したことは認められない。すなわち、YMF口座から支部口座への資金移動とYMFが受けた個々の寄付金とが、一対一で対応していなければ、寄付者が「支部」に入金したことにならない。

結論すると、支部収支報告書に記載された167名(添付4で✓と○がついている者)のいずれの寄付も、寄付者のお金が支部口座に入金された事実(証拠)がない。

支部口座への入金を確認できないものを、支部に寄付したとする記載(添付4で✓と○がついた記載)は、虚偽の記載である。すなわち、収支報告書の虚偽記載罪(政治資金規正法24条1項)が成立する。

**6 虚偽の「寄附金(税額)控除のための書類」を交付し167名に詐欺行為をさせ、国庫に150万円の損失を与えたこと**

被告発人らは、平成28年2月5日以前に、YMFに入金された寄付を、支部に寄付したと記載した「寄附金(税額)控除のための書類」を作成したが、この記載は、支部口座に入金した事実がないので、虚偽の書類を作成したことになる。

被告発人らは、平成28年2月5日ころ、上記の虚偽の同書類を新潟県選挙管理員委員会に提出し押捺するよう申請し、情を知らない同委員会の職員に押捺させ、平成27年分の確定申告時期である平成28年2月15日ころから同年3月15日ころまでの間に、同書類を情を知らない167名の寄付者に交付し、同書類をそれぞれの所轄税務署に提出させることにより、還付を請求させ、これにより同税務署職員において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、還付金を受け取る資格のない同寄付者に還付金を受領させた。

167名の寄付者の寄付総額は5,014,345円で、全員が還付金を請求したと

するとその税還付額の総計は約150万円である。4に記載したように、平成26年以前YMFにも支部にも寄付していなかった24名(○印)の寄付も、被告発人らが、YMFへの寄付を支部への寄付に付け替えていたとしたら、税還付額の総計はさらに大きくなる。

「寄附金(税額)控除のための書類」が発行されたということは、全員が税還付金を受け取ったと考えるのが合理的である。この167名は、YMFに寄付したのだから、税還付を受け取れないのに、それを受け取ったのであり、この分はそのまま国庫の損失となる。

上記167名の寄付者らによる還付金請求行為は、虚偽の「寄附金(税額)控除のための書類」を使用して行った不正な還付金請求であり、これにより、国庫に約150万円の損失を与えたことになるが、これら寄付者はそれが詐欺罪に該当するとの情を知らない者らであるから、これら寄付者らには詐欺罪は成立しない。

これに対して、被告発人は、自分への寄付を増やすため、自身のサイトに虚偽の記載をし、支部収支報告書に虚偽の記載をし(政治資金規正法違反)、虚偽の「寄附金(税額)控除のための書類」を作成し、情を知らない167名の寄付者らを道具として利用して、詐欺罪を実行せしめているのであるから、被告発人に詐欺罪(刑法246条1項)の正犯(間接正犯)が成立すると考えられる。

#### 第4 罪名および罪条

政治資金規正法違反(同法25条1項3号)

詐欺罪(刑法246条1項)

#### 第5 証拠資料

添付1:平成26年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄

添付2:森ゆうこ前参院議員オフィシャルサイト

添付3:森ゆうこ参議院議員オフィシャルサイト

添付4:平成27年「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の個人寄付欄

添付5:平成24年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄

添付6:平成25年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄

添付7:167名の「寄附金(税額)控除のための書類」

添付8:平成27年「YMF経済研究会」収支報告書個人寄付欄